

## 国指定・道指定記念物の現状変更許可申請等について

### 【記念物】

史跡・名勝・天然記念物の総称です。文化財保護法で次のとおり規定されています。

#### (1) 史跡

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの

#### (2) 名勝

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの

#### (3) 天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもの

上記のうち重要なものを文化財保護法により国指定を行ない、国指定以外のもののうち重要なものを北海道文化財保護条例により道指定を行なっています。

記念物の保護のため、記念物の現状を変更する行為を実施するときは、事前許可が必要となります。

### 【申請手続】

記念物の現状変更を予定している場合は、その所在する市町村教育委員会（文化財担当部局）へ連絡をしていただき、現状変更の内容について相談してください。

なお、現状変更等許可申請は、記念物の保護を目的とした制限制度であるため、記念物の価値を減ずるような許可がされることはありません。現状変更の行為は、記念物への影響が軽微かつ最小限となるように実施してください。

#### (1) 様式 ダウンロードできます。

#### (2) 添付書類 次の書類や写真を添付してください。

- ・現状変更等の設計仕様書及び設計図
- ・現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- ・現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- ・現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- ・許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- ・許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書

#### (3) 提出先

##### 現状変更を予定している記念物が所在する市町村教育委員会

現状変更を予定している記念物が複数の市町村にまたがる場合は、該当する全ての市町村に申請書等の提出が必要となります。

#### (4) 提出方法

申請者の押印が不要となったことから、従来の郵送での提出（正本1部、副本2部・計3部）のほか、電子データでの提出も可能となりました。

該当する市町村に、電子データで提出する旨を伝え、メールアドレスを確認してください。

なお、申請書の提出データは、Word、一太郎、エクセル以外は PDF でお願いします。

添付する写真は、Word（任意の様式（A4 サイズ））に挿入し、写真の説明（撮影場所等）を記入してください。

申請書に不備があった場合は、市町村教育委員会（文化財担当部局）から補正をお願いしていますが、書類のやり取りに係る時間の短縮等、事務処理の迅速化のため、積極的に電子データでの提出をお願いします。

### 【許可・同意証】

従来、郵送されていた許可証や同意証は、押印が省略されたことから、電子データで送信します。

文化庁から道教委、道教委から教育局、教育局から市町村教育委員会を経て申請者に送付されるため、許可証等が届くまでに 1～2 週間はかかりますので、お急ぎの場合は余裕をもって申請をお願いします。

### 【終了報告書】

許可期間内に現状復旧を行ない、速やかに、終了報告書を該当する市町村教育委員会に提出してください。

複数の市町村に申請書を提出した場合は、該当する全ての市町村へ提出が必要です。

なお、終了報告書についても、押印が不要となったことから、データでの提出が可能です。

申請書の提出データと同様、Word、一太郎、エクセル以外は PDF でお願いします。

また、終了報告書には、写真と図面の添付が必要です。

図面は PDF で、写真は、Word（任意の様式（A4 サイズ））に挿入し、写真の説明（撮影場所等）を記入して提出してください。

### 【留意事項】

(1) 年度をまたぐ複数年の計画も申請が可能です。

(2) 同じ申請者が同じ目的で同じ時期に行なう現状変更については、まとめて申請をお願いします。

但し、申請書は記念物ごとに作成が必要です。

(3) 国指定の現状変更の申請から許可までは、市町村、教育局、道教委を経て、文化庁の文化審議会で審議されますが、文化審議会は毎月下旬（8月は実施しない）に行われるため、現状変更を実施する月の2ヶ月前までに、市町村教育委員会へ提出してください。

なお、8月は、文化庁の文化審議会が開催されないため、8月末から9月に開始を予定している場合は、6月初めまでに提出してください。

(4) 申請書には、記念物への環境配慮事項を記載してください。

例) 大雪山の場合、申請書11に、「登山道外での採集の場合は、植物の踏みつけに十分に注意する。

外来種の持ち込み防止措置として、機材や靴などの洗浄をする。」等の記載が必要です。

(5) 終了報告書は、許可期間終了後、速やかに提出をお願いします。

なお、現状変更の内容や記念物への環境配慮について、申請書に記載されたとおりに行なわれたことが確認できるように、具体的な記載をお願いします。

(6) 国有林や道有林への入林には、事前に手続きが必要です。

国有林の場合は、所管の森林管理署（大雪山の場合は上川中部森林管理署や上川南部森林管理署）へ、道有林の場合は、北海道上川総合振興局南部森林室へ届出が必要です。

また、申請書に申請中か取得済みかを記載してください。

(7) 自然保護法第 20 条第 3 項に規定する次の行為は、国立公園の場合は環境大臣の、国定公園の場合は、北海道知事の許可が必要となります。申請書に申請中か取得済みかを記載してください。

- ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ② 木竹を伐採すること。
- ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 km の区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水施設を設けて排出すること。
- ⑦ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定するものを集積し、又は貯蔵すること。
- ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地ではない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は、該当動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響をおよぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと。（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）
- ⑮ 屋根、壁面、堀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること
- ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ⑱ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの。

(8) 大雪山への登山は、天候や登山情報を確認し、十分な装備で行なってください。

なお、近年、ヒグマとの遭遇事故が増えていますので、出没情報などに注意し、十分な安全対策をお願いします。